

市の窓口及び公の施設におけるキャッシュレス決済端末導入業務 仕様書

1 目的

この仕様書は、市の窓口及び公の施設におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済等）端末導入業務において、受注者に求める仕様を示したものである。

2 業務名

市の窓口及び公の施設におけるキャッシュレス決済端末導入業務

3 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済端末導入施設的环境等の調査
- (2) キャッシュレス決済端末等必要備品の調達
- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
- (4) 運用に必要な決済端末の設定登録及び窓口での設置
- (5) 端末の操作研修の実施及び運用業務に必要なマニュアルの提供
- (6) 導入後の保証、サポート体制の提案（機器保守、運用保守等）
- (7) その他、本業務に必要なもの

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 設置場所及び設置数

市の窓口及び公の施設について、下記の表のとおりキャッシュレス決済端末等必要備品を設置する。

名称	所管課	所在地	設置 窓口数
男女共同参画センター・ムーブ	総務市民局女性の輝く社会推進室	小倉北区大手町11番4号	1
松本清張記念館	都市ブランド創造局 松本清張記念館	小倉北区城内2番3号	1
文学館	都市ブランド創造局 文学館	小倉北区城内4番1号	1
漫画ミュージアム	都市ブランド創造局 漫画ミュージアム	小倉北区浅野二丁目14番5号	2

北九州市役所	都市戦略局建築指導課・建築審査課	小倉北区域内1番1号	2
合計			7

6 キャッシュレス決済端末

決済端末については、設置場所の状況に応じて、下記の種類について適切に選択し、提案すること。

(1) キャッシュレス決済端末（据え置き型）

ア キャッシュレス決済端末機の設定

ネットワーク設定等の必要な設定を行うこと。

イ 周辺機器類の接続、設定

決済端末機にオプションとなっているキャッシュドロア及びレシートプリンタを接続し、必要な設定を行うこと。なお、キャッシュドロア及びレシートプリンタの台数は、拠点における業務での必要性の応じ、必要数を調達するものとする。

キャッシュレス端末機を使用するために必要な光回線に接続するルータを設置し、必要な設定を行うこと。必要な光回線の整備は、発注者が別途調達することとし、インターネット通信は、施設内のインターネット回線（有線LANまたは無線LAN）利用するものとする。

ただし、当該方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

ウ 売上等の管理機能の（クラウド環境）提供

インターネット上のクラウド環境で提供する売上等を管理機能、データをダウンロード機能等のサービスを提供すること。

(2) モバイル型キャッシュレス決済端末

ア キャッシュレス決済端末機の設定

ネットワーク設定等の必要な設定を行うこと。

イ 周辺機器類の接続、設定

決済端末機にオプションとなっているキャッシュドロア及びレシートプリンタを接続し、必要な設定を行うこと。なお、キャッシュドロア及びレシートプリンタの台数は、拠点における業務での必要性の応じ、必要数を調達するものとする。

決済端末等の使用に必要な環境整備（SIMカード購入や回線敷設等）を行うこと。

ただし、当該方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

ウ 売上等の管理機能の（クラウド環境）提供

インターネット上のクラウド環境で提供する売上等を管理機能、データをダウンロード機能等のサービスを提供すること。

(3) POS システム

(1) (2) それぞれの端末に POS システムが搭載されていること。

※POS（販売時点情報管理）は、収納に関する情報（手続名、料金、納付日時など）を決済処理単位（現金・キャッシュレス）で収集・記録し、管理するためのシステムをいう。

（４）研修の実施

受託者は環境構築後、サービス利用開始までの期間において端末操作研修を対面で実施すること。

7 キャッシュレス決済端末機及び搭載されている POS システム機能要件

以下の仕様のすべてを満たすこと。

（１）キャッシュレス端末及びモバイル型キャッシュレス端末要件

ア キャッシュレス端末とモバイル型キャッシュレス端末を拠点の窓口数によって提案すること。

イ タッチ決済リーダー、接触 IC リーダー、デュアルヘッド磁気リーダーが対応できること。

ウ PIN 入力に対応しており、QR コード読み取り用のカメラが搭載されていること

エ キャッシュレス決済端末の表示画面で決済済みが確認可能であること。

オ キャッシュレス決済端末は、無線（Wi-fi、4G/LTE など）による通信が可能であること。

カ PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

キ 設置する端末は全て同一機種とし、全て新品であること。

（２）POS システム機能要件

ア POS システムはキャッシュレス端末並びにモバイル型キャッシュレス端末と連動すること。また、売上の登録（レジ打ち）は、キャッシュレス端末機と一体型になっており、現金・キャッシュレス決済共に一度で完結できること。

イ 登録した情報はクラウド上で保持し、発注者が以下の情報を csv 等の形式で出力できること。以下の情報以外の情報の生成、保持を妨げるものではなく、集計管理、分析に活用できる機能について、業務の負担軽減に資するよう提案を行うこと。

（ア）取扱日時

（イ）施設名

（ウ）取扱窓口

（エ）品目ごとの決済種別（クレジットカード、電子マネー、QR コードのブランド別）

（オ）対象サービス（証明書等の個別名称等）

（カ）単価

（キ）数量

(ク) 売上高

ウ 今回導入するキャッシュレスブランド以外に、支払い科目を任意で設定した名称で集計可能であり、一括で csv 出力できるものとする。

エ POS システムの商品マスタに関し、商品の金額の変更や追加に対応するため、商品マスタの変更日を事前に指定することができるものとする。また、レジに登録する手数料をバーコード化し、そのバーコードを決済端末内蔵カメラまたはスキャナで読み取り、レジに表示させることができること。

オ 1 会計で 2 種類以上のキャッシュレス種類を利用できること。

カ 導入以後、据え置き型レジ・セミセルフレジ、券売機を導入した際に、同一管理画面で各種データの集計を行う事ができること。

キ 他に提案がある場合は、この限りではない。

8 周辺機器類等の機能要件

周辺機器類等の機能要件に関して、設置が必要な場合は、以下の条件を満たすこと。

(1) レシートプリンタ

会計完了後、別途用意するレシートプリンタから決済種別に関わらず、領収書（レシート）が発行可能であること。また、領収書には任意の文字、証明書等の種類、ロゴ（市章）等の印字が可能であること。手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できること。レシート（58mm または 80mm）が発行可能なものとし、導入及び設置を行うこと。

(2) キャッシュドロー

有線または Bluetooth 接続で連動でき、4 札 6 硬貨が格納できること。

(3) スキャナ

有線または Bluetooth 接続で連動できるスキャナを選定すること。

(4) ルーター

発注者が別に調達する光回線終端装置に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

但し、モバイル型キャッシュレス端末の場合はその限りではない。

(5) 消耗品

キャッシュレス決済の運用に必要な消耗品（ロール紙等）については、初回動作分は無償で提供することとし、導入後は発注者の負担とするもの。ただし、他に提案がある場合は、この限りではない。

9 指定納付受託の方法等

受注者または受注者が指定する業者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条による改正後の地方自治法をいう。）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者となること。

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類等

ア 対象手数料等

- (ア) 男女共同参画センター・ムーブ：施設使用料金、設備・器具使用料金
- (イ) 松本清張記念館：観覧料
- (ウ) 文学館：入館料
- (エ) 漫画ミュージアム：入館料
- (オ) 北九州市役所（建築指導課）：手数料
北九州市役所（建築審査課）：手数料

イ 取扱見込額

- (ア) 男女共同参画センター・ムーブ：約 2,500 万円
- (イ) 松本清張記念館：約 700 万円
- (ウ) 文学館：約 160 万円
- (エ) 漫画ミュージアム：約 1,400 万円
- (オ) 北九州市役所（建築指導課）：約 800 万円
北九州市役所（建築指導課）：約 500 万円

(2) キャッシュレス決済で取り扱うブランド等

受託者は、以下に掲げる決済手段には必ず対応することとし、その他のブランド等の取り扱いは提案によるものとする。

ア クレジットカード

「VISA」、「MasterCard」、「JCB」

イ 電子マネー

交通系 IC を含み 3 規格以上

ウ QR コード決済

「PayPay」、「楽天 Pay」、「アリペイ」

(3) 指定納付受託の方法等

ア クレジットカード等により決済した収入は、各月末日を締め日とし、本市と受託者が協議して決定した日までに、発注者が指定する施設毎に、発注者が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。振込手数料は受注者が負担すること。ただし、当該納付方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

イ 月ごとのキャッシュレス決済による収入納付額の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の 5 営業日前までに発注者に送付、または、入金予定日の 5 営業日前までに Web 上で発注者が確認できるようにすること。明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

ウ 決済手数料については、発注者が指定する施設または窓口ごとに取り扱うこととし、

10(3)アによる納付と相殺する方法、または、相殺することなく受注者の請求払いとする方法のいずれかを選択し、提案すること。なお、いずれの場合も、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

エ 運用経費にかかる月額使用料については、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。ただし、当該支払方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

10 支払方法

(1) 導入経費

設置完了後、適法な請求に基づき受注者に支払いを行う。

(2) 運用経費

ア 月額使用料

クレジットカード等により決済した収入を発注者に納付後、適法な請求に基づき受注者に支払いを行う。

イ 決済手数料（クレジットカード等の決済額に決済手数料率を乗じた額（税込））

クレジットカード等により決済した収入を発注者に納付後、適法な請求に基づき受注者に支払いを行う。ただし、10(3)アによる納付と相殺する場合はこの限りではない。

11 導入及び運用サポートについて

(1) 端末のセットアップのサポート

ア 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

(2) 運用サポート

ア 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

イ 障害発生時には迅速に対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。また、復旧に時間がかかる際に備え、受注者において予備機を準備し、発注者に保有させること。ただし、障害発生の日または翌日（土・日・祝含む）に代替機の配送が可能な場合はこの限りではない。当該障害対応方法について他に提案がある場合は、別途提案すること。

(3) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応、誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

(4) 端末の操作研修

端末の操作に関する研修を対面で行うこと。具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。

1.2 情報セキュリティ対策について

- (1) 提案事業者は IS027001 を提案書提出時点で取得していること。
尚、共同企業体で提案する場合には構成事業者の1社でも取得している場合は上記資格を有するものとする。
- (2) POS システムを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (3) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、遅漏防止のために適切な措置を講じること。
- (4) 発注者が提供する一切のデータ、資料などを本 POS アプリ提供以外の目的で使用し、複写紙、複製し、または第三者に提供しないこと。

1.3 法令等の遵守

POS システムの提供において、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改選された内容に基づくものとする。

1.4 その他

(1) 緊急時体制について

POS システムの提供者は、自己、災害などの緊急事態が発生した場合を想定し、利用に支障がきたすことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。また、POS システムの提供において、故意または過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった場合、または保全できない可能性が生じた場合には、直ちに発注者に報告し、協議の上、対応するものとする。なお、この場合に生じた費用はすべて受注者が負担する事とし、事実を明らかにした報告書を遅滞なく県に提出すること。

1.5 その他

受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。